令和八年第三回藤崎町議会定例会会議録

一、開会日時　　令和八年九月一日　　午前十時

一、開会場所　　藤崎町議会議場

一、閉会日時　　令和八年九月十一日　午後十一時五分

一、出席及び欠席議員の氏名

別紙のとおり

一、職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	木村文徳	係長	大崎光喜

一、地方自治法第百二十一条第一項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	栁内伸治	副町長	三上孝之
総務課長選管事務局長併任	鳴海浩司	財政課長	石澤岩博
経営戦略課長	三浦良彦	税務課長	佐藤健
住民課長	境輝幸	福祉課長	佐々木渉
農政課長農委事務局長併任	水谷圭希	建設課長	小笠原明
上下水道課長	佐藤康文	会計管理者会計課長兼務	桂航一郎
監査委員	福士竹志	選挙管理委員長	加福孝二
農業委員会会長	安原義太郎	教育長	小山内宏太
学務課長	成田康治	生涯学習課長	石井孝
学校給食センター所長	久保田育子	生涯学習課長補佐	佐藤誠剛

一、議事日程

別紙のとおり

一、会議に付した事件

一、会議録署名者指名

一、会期の決定

一、諸般の報告

一、町長提案理由説明

一、令和七年度決算審査報告

一、決算特別委員会設置

一、発議第　四号　西十和田トンネル（仮称）の早期建設を求める意見書案

一、発議第　三号　国民の主食であるコメの安定生産と米価暴落阻止を求める意見書案

一、報告第　十九号　令和七年度藤崎町健全化判断比率の報告の件

一、報告第　二十号　令和七年度藤崎町資金不足比率の報告の件

一、議案第四十八号　藤崎町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例案

一、議案第四十九号　藤崎町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案

一、議案第　五十号　藤崎町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

一、議案第五十一号　藤崎町子ども医療費給付条例の一部を改正する条例案

一、議案第五十二号　藤崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

一、議案第五十三号　藤崎町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

一、議案第五十四号　令和八年度藤崎町一般会計補正予算（第三回）案

一、議案第五十五号　令和八年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第二回）案

一、議案第五十六号　令和八年度藤崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第二回）案

一、議案第五十七号　令和八年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計補正予算（第二回）案

一、議案第五十八号　令和八年度藤崎町下水道事業会計補正予算（第二回）案

一、決算特別委員会報告

一、議案第五十九号　令和七年度藤崎町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件

一、議案第　六十号　令和七年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件

一、議案第六十一号　令和七年度藤崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件

一、議案第六十二号　令和七年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件

一、議案第六十三号　令和七年度藤崎町水道事業会計決算の認定を求めるの件

一、議案第六十四号　令和七年度藤崎町下水道事業会計決算の認定を求めるの件

一、議員派遣結果報告

一、常任委員会報告

一、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

一、常任委員会の閉会中の継続調査の件

一、議会広報特別委員会の閉会中の継続調査の件

一、議員派遣の件

一、議事の経過

別紙のとおり

第一日　　令和八年九月一日　　開　議　午前十時

○議長（奈良完治君）

おはようございます。

五月臨時会及び六月定例会におきまして選任同意されました教育委員、固定資産評価審査委員、農業委員の皆さんに、本日ご多用の中お越しいただいております。登壇の上でのご挨拶をお願いしたいと思います。

初めに、工藤弓枝教育委員にお願いいたします。

○教育委員（工藤弓枝君）

教育委員の工藤弓枝です。

六月の議会で皆様の同意をいただき、教育委員となりました。どうもありがとうございました。

藤崎町の学校での勤務はなかったんですけれども、今まで在職中は、平川市、黒石市、田舎館村、また弘前市などで学校教育に携わっていました。その経験をもとに、ほかの教育委員の皆様と力を合わせて、藤崎町の学校教育の発展に力を尽くしていきたいと思っています。またそのことで、藤崎町の子供たちを健やかに成長させていきたいと思っています。どうぞよろしくお願いします。

○議長（奈良完治君）

どうもありがとうございました。

次に、固定資産評価審査委員の皆さんにお願いしたいと思います。

代表して、泉田裕明固定資産評価審査委員長に登壇の上ご挨拶をいただき、その後、委員のご紹介をお願いいたします。

委員の皆さんは議場にお入りください。

○固定資産評価審査委員長（泉田裕明君）

おはようございます。

委員長の泉田でございます。

先般の第三回臨時会におきまして、固定資産評価審査委員に選任することに同意いただきまして、ありがとうございました。地方税法に規定する固定資産評価審査委員の職務を全うしてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、選任されました委員を紹介いたします。

幸田知子委員です。榊淳一委員です。

以上、任期満了までよろしくお願いいたします。

○議長（奈良完治君）

どうもありがとうございました。

委員の皆さんは退席されて結構です。

次に、農業委員の皆さんにお願いしたいと思います。

代表して、安原義太郎農業委員会会長に登壇の上ご挨拶をいただき、その後、委員のご紹介をお願いいたします。

委員の皆さん、議場にお入りください。

○農業委員会会長（安原義太郎君）

皆様おはようございます。

ただいま紹介にありました農業委員会会長の安原義太郎であります。

私のほうから簡単でありますが、挨拶並びに委員の紹介をさせていただきます。

今回、私たち十一名が議員の皆様方からご推薦をいただきまして、感謝申し上げます。

向こう三年間、農家のために精いっぱい頑張ってまいりたいと思っております。

さて、農業者の高齢化に伴い、遊休農地、耕作放棄地の増加に加え、最近は粗放園による苦情も度々寄せられるようになってきました。そういった方々のためにもこれまでも、またこれからも、農家の皆様方に寄り添い、指導、助言をしながら頑張ってまいりたいと思っておりますので、どうぞ議員の皆様方の今後ますますのご協力とご助言をお願いしまして、挨拶に替えさせていただきます。

それでは、早速ではありますが、私のほうから選任されました委員の方々を紹介させていただきます。

まず初めに、常盤の古川明憲委員です。矢沢の新谷健朗委員です。みつやの小杉仁志委員です。林崎の成田幸司委員です。俵舛の福士佳子委員です。みつやの田中敏春委員です。久井名舘の佐藤秀子委員です。表町の長内一耕委員です。中野目の鈴木祐輔委員です。水木の横山英樹委員です。

以上、任期満了までよろしくお願いいたします。

また、最後になりますが、議員の皆様方に私からお願いがございます。改選期には議員の皆様方も地域の代表でありますので、どうか一人でも多くご推薦くださるよう、私から重ねてお願い申し上げて終わります。

以上、礼。

○議長（奈良完治君）

どうもありがとうございました。

委員の皆さんは退室されて結構です。

以上で就任の挨拶を終わります。

会議に入る前に、議場内の皆様でスマートフォンや携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくよう、ご協力を

お願いいたします。

ただいまの出席議員数は十二名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和八年第三回藤崎町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程第一、会議録署名者の指名を行います。

会議規則第百二十二条の規定により、会議録署名者は、十番相馬勝治議員、十一番浅利直志議員、一番榊　孝雄議員を指名いたします。

日程第二、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期及び会期日程については、議会運営委員会で審議いたしましたので、議会運営委員長から報告を求めます。

奈良岡文英議会運営委員長。

○議会運営委員長（奈良岡文英君）

改めておはようございます。

ただいまから議会運営委員会で審議いたしました結果をご報告いたします。

去る八月二十七日午前十時から役場三階小会議室において、地方自治法第百九条第三項第一号の所管事務調査をするため議会運営委員会を開催し、令和八年第三回藤崎町議会定例会の会期及び会期日程について、各委員の意見を十分尊重の上、慎重に審議いたしましたところ、会期は本日から九月十一日までの十一日間とし、会期日程についてはお手元に配付しておりますとおり、九月一日は開会、会議録署名者指名、会期の決定、諸般の報告、町長提案理由説明、令和七年度決算審査報告、決算特別委員会の設置、九月二日、三日は議案熟考のため休会、九月四日は町政に対する一般質

問、九月五日、六日は休日及び日曜日のため休会、九月七日は町政に対する一般質問、九月八日は各常任委員会開催のため休会、九月九日、十日は決算特別委員会のため休会、九月十一日は決算特別委員会報告、議案審議採決、委員会報告、閉会。

以上、議会運営委員会で決定いたしましたことをご報告いたします。

○議長（奈良完治君）

お諮りします。

ただいま議会運営委員長から報告がありましたとおり、本定例会の会期は本日から九月十一日までの十一日間とし、休会日はお手元に配付しております日程表のとおりとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から九月十一日までの十一日間に決定いたしました。

日程第三、諸般の報告を行います。

議案等の受理事項については、朗読を省略し、お手元に配付しております印刷物によりご了承願います。

次に、七月の二十二日、総務産業常任委員会から議員研修計画書の提出があり、相馬勝治委員長ほか五名を令和八年八月の二十四日から八月の二十六日まで、北海道札幌市及び岩見沢市に派遣することを、会議規則第百二十四条ただし書きの規定により、本職において決定したので報告します。

次に、代表監査委員から監査報告を求めます。福士竹志代表監査委員。

○監査委員（福士竹志君）

監査報告を申し上げます。

例月出納検査については、去る八月二十六日、二十七日及び二十八日の三日間にわたり、七月分の各会計の収入、支出について出納関係諸帳簿並びに支出に関する証書類等を照合監査いたしましたところ、適正かつ正確に処理されており、異常ないものと認めました。

以上で監査報告を終わります。

○議長（奈良完治君）

監査報告が終わりました。

これで諸般の報告を終わります。

日程第四、報告第十九号及び報告第二十号、議案第四十八号から議案第六十四号までを一括上程し、町長から提案理由の説明を求めます。

栩内伸治町長。

○町長（栩内伸治君）

皆さんおはようございます。

本日ここに令和八年第三回藤崎町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましてはご多用にも関わらずご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

開会に当たり一言挨拶申し上げます。

まず、七月二十八日に発生しました熊本地震やお盆に発生しました千葉県の豪雨など、相次ぐ自然災害により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、被災地の一日も早い復旧復興をお祈り申し上げます。

当町では、復興に向け十年の歩みを進めながら再び被災となった熊本地震への義援金を募り、日本赤十字社を通じて支援を行っておりますので、皆様の善意のご協力をお願い申し上げたいと存じます。

さて、昨年来青森県においても度々大きな地震が観測され、また令和四年の豪雨災害の記憶もまだ残る中、今夏は全国各地で気温四十度以上の酷暑日が相次ぎ、地球温暖化や気候変動の深刻さを改めて実感したところであります。自然の脅威を忘れることなく、着実に備えを積み重ねていくことが重要であり、去る七月十九日には町でも総合防災訓練を実施いたしました。ご参加いただいた皆様に、この場をお借りして心より御礼申し上げます。今後も行政、関係機関、地域が一体となり、町全体で防災力と防災意識のさらなる向上に取り組んでまいりますので、さらなる連携強化についてご理解、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

八月には、地域が長年大切に受け継いできたねぶた合同運行と、第五十七回つがる花火大会が盛大に開催され、町内外から多数のご来場者をお迎えし、当町の豊かな文化と魅力を広く発信できたことを大変うれしく思います。開催にあたりご尽力いただいた関係者の皆様に心より感謝申し上げます。

季節はいよいよ実りの秋を迎えます。台風などの自然災害に見舞われることなく、町民の皆様が穏やかで豊かな実りの季節を迎えることを心より祈念しております。

また、十月には第八十回国民スポーツ大会、第二十五回全国障害者スポーツ大会、そして十一月にはふじさき秋祭りの開催を予定しております。町外からも多くの方々をお迎えして、藤崎町の魅力を力強く発信できるよう、関係者一丸となって準備を進めてまいりますので、ぜひ多くの皆様のご参加をお待ちしております。

今後も住みよく活力ある藤崎町を目指して全力で取り組んでまいりますので、議員の皆様並びに町民の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げ、冒頭の挨拶といたします。

それでは、本定例会の開会にあたり上程されました報告二件、議案十七件の概要についてご説明申し上げ、ご審議の

参考に供したいと思います。

報告第十九号令和七年度藤崎町健全化判断比率の報告の件、報告第二十号令和七年度藤崎町資金不足比率の報告の件、以上二件の報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、令和七年度一般会計、特別会計及び公営企業会計決算における健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものであります。

議案第四十八号藤崎町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例案、本条例案は、地方自治法の一部改正に伴い、引用法令による条項ずれが生じたことから、所要の改正を行うため提案するものであります。

議案第四十九号藤崎町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案、本条例案は、地方自治法施行規則の一部改正等に伴い、引用法令による条項ずれが生じたことから、所要の改正を行うため提案するものであります。

議案第五十号藤崎町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案、本条例案は、特殊勤務手当の種類に危険鳥獣捕獲等手当を追加するため、所要の改正を行うものであります。

議案第五十一号藤崎町子ども医療費給付条例の一部を改正する条例案、医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う社会保険診療報酬支払基金法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第五十二号藤崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行に伴う家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第五十三号藤崎町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法令の施行に伴う乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第五十四号令和八年度藤崎町一般会計補正予算（第３回）案、今回の補正は、町税の当初賦課額の確定、補助金などの内示や今年度事業の実施見込みによる事業費の増減、決算確定に伴う繰越金処理などを中心としたもので、歳入歳出とも六千九百三十万二千円を追加し、予算規模は八十四億八千六百十九万五千円となるものであります。

まず、歳入の主な補正内容について申し上げます。

一款町税の追加は、当初賦課額の確定によるものであり、十三款国庫支出金の追加は、主に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金や障害福祉サービスなどの実施見込みの増加により、財源を追加するものであります。

十四款県支出金は、新規就農者に対する国の補助制度の改正による増減であり、十七款繰入金は、主に物価高騰対策事業にふじさき応援基金を充当するものであります。

第十八款繰入金の追加は、決算確定によるものであり、十九款諸収入の追加は、主に令和七年度の国、県負担金の精算交付によるものであります。

二十款町債の追加は、学校給食センター蒸気配管更新等工事費に係る公共施設等適正管理推進事業債を充当するものであります。

次に、歳出の主な補正内容について申し上げます。

二款総務費一般管理費の追加は、時代の変化に対応した行財政改革を推進するために、行財政改革推進委員会委員報酬を追加するものであり、同じく地方創生推進費の追加は、首都圏の移住検討者向け交流会を実施し、より多くの移住希望者に当町の魅力を知っていただくための事業費を追加するものであります。

三款民生費社会福祉費の追加は、二年連続の豪雪が続き、要望が寄せられていた高齢者世帯雪下ろし事業を新たに実施し、安心・安全な暮らしをしていただくための事業費を追加するものであります。

六款農林水産業費農業振興費の追加は、物価高騰の影響を受けた農業者支援として、肥料などの経費の一部を補助す

るために、物価高騰対策農業者支援事業を実施するものであり、同じく農地費の追加は、雪害による五所川原堰法面復旧に係る修繕料を追加するものであります。

十款教育費給食センター費の追加は、地下ピット内の蒸気配管腐食による配管の更新及び換気や排水設備を設置するための工事費を計上するものであり、同じく明徳中学校費の追加は、グラウンドなどへの車両の進入を防ぐための車止めを設置し、子供たちの安全を守るための工事費を追加するものであります。

議案第五十五号令和八年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第二回）案、今回の補正は、国民健康保険税の当初賦課額及び事業費納付金の確定、前年度決算の確定に伴う普通交付金の精算及び繰越金の確定によるもので、歳入歳出とも七千三百二十九万千円を追加し、予算規模は十八億千六百十七万二千円となるものであります。

議案第五十六号令和八年度藤崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第二回）案、今回の補正は、後期高齢者医療保険料の当初賦課額及び前年度決算の確定に伴う繰越金の確定によるもので、歳入歳出とも千三百八十七万九千円を追加し、予算規模は二億五千四百七十五万五千円となるものであります。

議案第五十七号令和八年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計補正予算（第二回）案、今回の補正は、主に前年度介護給付費の確定に伴う返還金及び繰出金の確定や、介護給付費の追加及び介護保険システムの改修に対応するもので、歳入歳出とも、八千三百三十一万三千円を追加し、予算規模は十九億二千六百六十六万八千円となるものであります。

議案第五十八号令和八年度藤崎町下水道事業会計補正予算（第二回）案、今回の補正は、収益的収入及び支出において、水木地区中継ポンプ取替工事に係る管渠費修繕費及び各処理施設機器等の緊急修繕に係る処理場費修繕費の追加を一般会計補助金で対応するもので、収入支出とも予定額を三百四十八万円追加し、予算規模は六億二千八百十八万七千円となるものであります。

議案第五十九号令和七年度藤崎町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件、令和七年度藤崎町一般会計決算は、歳

入決算額が九十七億九千九百十三万円余り、歳出決算額が九十四億四百一万円余り、歳入歳出差引額は三億九千五百十二万円余りとなり、この差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額、いわゆる決算剰余金は二億九千九百三十万円余り、このうち二億七千万円を財政調整基金へ積立てし、残りの二千九百三十万円余りを令和八年度へ繰り越ししたものであります。

まず、歳入について、その概要をご説明申し上げます。

歳入は、明徳中学校改修に充当するための国庫補助金である学校施設環境改善交付金の皆減、大雪による主要な返礼品であるりんご供給量減の影響によるふるさと納税の減等があったものの、アクアポニックスタウン整備事業に充当するための新しい地方経済・生活環境創生交付金や一般補助施設整備等事業債、子育て世帯への物価高騰に対応するための物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金、児童生徒用タブレットを更新するための青森県公立学校情報機器整備事業費補助金、青の煌めきあおもり国スポ競技別リハーサル大会運営費補助金の皆増等により、前年度に比べ、一億二千六百三十万円余り、率にして一・三％の増となったものであります。

その他の主な内容としましては、定額減税の終了等により個人住民税が大幅に増となったことから、町税全体の収入済額は十三億四千三百三十九万円余りとなり、前年度に比べ一億五千五百九十七万円余り、率にして十三・一％の増になったものであります。

また、一般会計歳入全体の約三十六・三％を占める地方交付税は三十五億六千百とんで五万円余りとなり、前年度に比べ五千百五十五万円余り、率にして一・五％の増となったものであります。

次に、歳出について、その概要をご説明申し上げます。

歳出は、スポーツプラザ藤崎改修事業、明徳中学校改修事業、防災行政無線機能強化事業等が皆減となり、新たにアクアポニックスタウン整備事業、北常盤駅自由通路エレベーター更新事業が皆増となったものの、前年度に比べ七千五

百七十四万円余り。率にして〇・八％の減となったものであります。

その他、令和七年度において実施した主な事業としましては、合併二十周年記念事業、自治体システム標準化対応、物価高騰対策、家庭系ごみ収集方法の統合、大雪に伴う災害復旧事業等となっております。

議案第六十号令和七年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件、令和七年度国民健康保険特別会計決算は、歳入決算額が十六億八千六百三十三万円余り、歳出決算額が十六億二千五百四十六万円余り、歳入から歳出を差し引いた六千八十六万円余りが剰余金となり、このうち三千二百万円を財政調整基金へ繰り入れ、残り二千八百八十六万円余りを翌年度へ繰り越ししたものであります。

まず、歳入について、その概要をご説明申し上げます。

歳入のうち二三・六％を占める国民健康保険税は、三億九千八百十三万円余りで、前年度に比べ三千八百十九万円余り、一〇・六％の増となったものであります。

また、国保運営における財政運営の責任主体である県より交付された保険給付費等交付金については、普通交付税が十億六千三百三十一万円余りとなっております。

このほか、県補助金、繰入金などは、歳出関連及び繰出基準に基づいたものであります。

次に、歳出について、その概要をご説明申し上げます。

歳出の六五・六％にあたる保険給付費は、療養諸費など十億六千五百五十二万円余りで、前年度に比べ一億四千四百三十三万円余り、十一・九％の減となったものであります。

また、国民健康保険事業費納付金は四億八千百八十五万円余りで、県において見込みを立てた医療給付費等の額から公費などの拠出で賄われる費用を除いた額を事業費納付金として拠出したものであります。

このほか、特定健康診査等に係る保健事業費が主なものとなっております。

議案第六十一号令和七年度藤崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件、令和七年度後期高齢者医療特別会計決算は、歳入決算額が二億三千十七万円余り、歳出決算額が二億二千五百五十五万円余り、歳入から歳出を差し引いた四百六十二万円余りが剰余金となり、その全額を翌年度へ繰越ししたものであります。

まず、歳入について、その概要をご説明申し上げます。

歳入のうち六十六・八％を占める後期高齢者医療保険料は一億五千三百七十二万円余りで、前年度に比べ千九百六十七万円余り、十四・七％の増となっており、歳入の三十一・〇％を占める繰入金は七千百三十二万円余りで、前年度に比べ九十四万円余り、一・三％の減となったものであります。

次に、歳出について、その概要をご説明申し上げます。

歳出の九五・四％を占める後期高齢者医療広域連合負担金は、町で収納した保険料及び低所得者に対する保険料軽減相当分の保険料等負担金、広域連合職員の人件費等に係る事務費負担金及び被保険者の医療費に係る療養給付費負担金で、前年度に比べ千五百六十七万円余り、七・九％増の二億千五百二十四万円余りとなったものであります。

また、総務費については、町職員の人件費などが主なものであります。

議案第六十二号令和七年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件、令和七年度介護保険特別会計決算は、歳入決算額が十八億八千六百六十四万円余り、歳出決算額が十八億千九十九万円余り、歳入から歳出を差し引いた七千五百六十四万円余りが剰余金となり、その全額を介護保険財政調整基金に繰入れしたものであります。

まず、歳入について、その概要をご説明申し上げます。

自主財源の大部分を占める介護保険料は三億六千百四十九万円余りで、前年度に比べ千三百七十五万円余り、約四・〇％の増となったものであります。

また、国庫支出金は四億四千七百四十九万円余りで、前年度に比べ四百四十五万円余り、一・〇％の増となったものであります。

このほか、支払基金交付金、県支出金、一般会計や財政調整基金からの繰入金などが主な歳入であります。

次に、歳出について、その概要をご説明申し上げます。

総務費は認定調査費と人件費が主なものであり、保険給付費は認定を受けた方が利用したサービスに係る給付費などで、十六億四千三百三十四万円余り、前年度に比べ五千七百八十六万円余り、約三・六％の増となったものであります。

また、地域支援事業費は、四千六百十四万円余り、前年度に比べ八十五万円余り、約一・九％の増となったものであります。

議案第六十三号令和七年度藤崎町水道事業会計決算の認定を求めるの件、令和七年度藤崎町水道事業は、給水戸数五千六百七十四戸、給水人口一万三千九百八十五人で、普及率は九九・七％となりました。

年間総配水量は百四十五万七千十一立方メートル、年間有収水量は百二十一万九千七百三十三立方メートルであったことから、有収率は八三・七％となったものであります。

次に、経営収支状況でありますが、収益的収入及び支出における収入決算額は三億五千とんで七万円余り、支出決算額は二億九千八百十六万円余りとなり、収支差引き五千百九十万円余りの純利益を計上したものであります。

また、資本的収入及び支出における支出決算額は六千七百六十七万円余り、収入決算額は三百八十一万円余りとなり、支出決算額に対して不足する額六千三百八十五万円余りは、消費税及び地方消費税資本的収支調整額や減債積立金により補塡したものであります。

議案第六十四号令和七年度藤崎町下水道事業会計決算の認定を求めるの件、令和七年度藤崎町下水道事業は、処理区域内人口一万三千五百四十六人、水洗便所設置済人口一万千四百二十七人で、加入率は八四・三％となりました。

年間汚水処理量は百七万三千七百九十四立方メートルで、年間有収水量が九十三万二千九百七十四立方メートルであったことから、有収率は八六・九％となったものであります。

次に、経営収支状況でありますが、収益的収入及び支出における収入決算額は五億六千八百六十七万円余りで、支出決算額は五億四千百六十六万円余りとなり、収支差引き二千七百万円余りの純利益を計上したものであります。

この純利益を前年度までの繰越欠損金に充当した結果、未処理欠損金は千四百十七万円余りとなったものであります。

また、資本的収入及び支出における支出決算額は四億三千二百四十二万円余りで、収入決算額が二億五千三十七万円であるため、支出決算額に対して不足する額一億八千二百五万円余りは、消費税及び地方消費税資本的収支調整額と損益勘定留保資金等で補塡したものであります。

以上、提出議案の概要についてご説明申し上げましたが、議事の進行に伴いご質問に応じ、本職をはじめ関係者から詳細にご説明申し上げたいと思います。何とぞ慎重ご審議の上、原案どおりご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（奈良完治君）

日程第五、令和七年度決算審査報告について、代表監査委員から報告を求めます。福士竹志代表監査委員。

○監査委員（福士竹志君）

それでは令和七年度決算審査についてご報告申し上げます。

令和七年度藤崎町一般会計歳入歳出決算、令和七年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算、令和七年度藤崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、令和七年度藤崎町介護保険(事業勘定)特別会計歳入歳出決算、令和七年度藤崎町水道事業会計決算、令和七年度藤崎町下水道事業会計決算、以上の会計決算について、令和八年七月三十一日、八月三日、四日、五日、六日及び十日の六日間にわたり、令和七年度各会計の決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書等及び関係諸帳簿並びに証書類等の提出を求め、慎重に審査いたしましたと

ころ、計数に誤りがなく、適切に処理されており、正当であるものと認めました。

また、将来にわたり健全な財政運営を確かなものにするためには、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、早期健全化基準及び経営健全化基準を上回らない財政運営を引き続き堅持するよう努力されたい。

なお、細部については別紙意見書のとおりでありますので、省略いたします。

以上、決算審査のご報告といたします。

○議長（奈良完治君）

決算審査報告が終わりました。

日程第六、決算特別委員会設置の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会は、議案第五十九号から議案第六十四号までの令和七年度の各会計の決算が上程されておりますので、議員全員の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査期限を令和八年第三回定例会までとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。

よって、議員全員の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、議案第五十九号から議案第六十四号までをこれに付託の上、審査期限を令和八年第三回定例会までとすることに決定いたしました。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散　会　午前十時四十八分
